

特定非営利活動法人 生態工房
閲覧規程

(趣旨)

第一条

この規程は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。) 第二十八条第三項の規定による特定非営利活動法人に係る書類の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の場所)

第二条

法第二十八条第三項の規定による特定非営利活動法人の事務所とは、特定非営利活動法人 生態工房 定款における主たる事務所(以下、「閲覧所」という。)とする。

(閲覧時間)

第三条

閲覧所における書類(法第二十八条第二項及び第三項の規定により閲覧に供する書類をいう。以下同じ。)の閲覧時間は、午前十時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)とする。ただし、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し閲覧日時を指定することができる。

(閲覧所の休業日)

第四条

閲覧所の休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第一百七十八号)に規定する休日
- 三 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日(前二号に掲げる日を除く。)
- 四 国の行事で特に休日と定められた日

(臨時休業等)

第五条

書類の整理その他必要があるときは、前二条の規定にかかわらず、閲覧時間を変更し、又は臨時に休業することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を次に掲げる場所において掲示する。

特定非営利活動法人 生態工房のホームページ内

(閲覧申請書の提出)

第六条

書類を閲覧しようとする者は、閲覧申請書（様式1号）に住所、氏名、閲覧しようとする書類の種類その他必要な事項を記入し、閲覧希望日の1週間前までに係員に提出しなければならない。

（事務所据え置き書類）

第七条

前条の事務所備え置きの対象とする書類は、特定非営利活動促進法第52条第4項、第54条第5項、第62条に定められた別表1に掲げるものとし、第二条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

2 別表1中、「閲覧可能期間」として表示しているものについては当該期間分の書類を公開する。ただし、当該書類に含まれる個人情報には公開対象から除外する。

（禁止行為）

第八条

書類を閲覧する者は、書類を汚損し、若しくはき損し、又は閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

（閲覧の停止又は禁止）

第九条

係員は、書類を閲覧し、又は閲覧しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

- 一 前条の規定に違反したとき。
- 二 係員の指示に従わないとき。
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。

附 則

この規定は、平成29年6月10日から施行する。

別表 1

番号	書類の名称	閲覧可能期間
①	定款等（定款、認証及び登記に関する書類）	最新版のみ
②	事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員名簿）	※ 1
③	認定の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	認定の有効期間中
④	認定の申請書に添付した寄付金を充当する予定の具体的な事業内容を記載した書類	認定の有効期間中
⑤	前事業年度の役員報酬規程	※ 1
⑥	前事業年度の収益の明細など法第 5 4 条第 2 項第 2 号から第 4 号に掲げる書類	※ 1

※ 1 作成日から翌々事業年度の末日までの期間

(様式1号)

閲覧申請書

年 月 日

認定 NPO 法人 生態工房 理事長 殿

(閲覧申請者)

ふりがな
氏名

印

住所 〒

電話番号

所属 (勤務先、学校名等)

下記のとおり、閲覧の申請をします。

記

太枠内の該当する項目にチェックするとともに、必要事項を記入してください。

閲覧目的	
閲覧書類	<input type="checkbox"/> 事業報告書等 (_____ 年度) <input type="checkbox"/> 役員名簿 (_____ 年度) <input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> 寄附者名簿 (_____ 年度) <input type="checkbox"/> 認定 NPO 報告書類 (_____ 年度) <input type="checkbox"/> その他【文書名： _____】 (_____ 年度)

以上